

産業廃棄物処分業許可証

住 所 群馬県邑楽郡板倉町大字下五箇1865番地

氏 名 ウム・ヴェルト株式会社
代表取締役 矢島孝昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 令和 3年10月18日
許可の有効期限 令和 8年10月17日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（選別、破碎、圧縮）

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理（選別、破碎、圧縮）

①廃プラスチック類、②金属くず、③ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上3種類）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ア 中間処理施設（選別、破碎、圧縮）の設置場所

群馬県邑楽郡板倉町大字下五箇字宇奈根1864番8及び1865番5並びに大字大高嶋字八反734番2、734番3、734番7及び734番15

イ 中間処理施設（選別、破碎、圧縮）の設置年月日

平成23年 9月16日

中間処理施設（選別、破碎、圧縮）の許可年月日及び許可番号

平成22年11月 1日 群馬県第349-0号

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 選別

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [16.4 t/日]

金属くず

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

(イ) 施設の種類 破碎

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [6.6 t/日]

(ウ) 施設の種類 圧縮

産業廃棄物の種類及び能力

金属くず [12.1 t/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県邑楽郡板倉町大字下五箇字宇奈根1864番8及び1865番5並びに大字
大高嶋字八反734番15

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 32.6㎡ 保管容量 31.4m³

3 許可の条件

特になし

4 許可の更新、変更の状況

平成23年10月18日 新規許可

平成28年10月18日 更新許可

令和3年10月18日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・ 無